

公益社団法人南魚沼シルバー人材センター

プラチナ会員運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人南魚沼シルバー人材センター（以下「センター」という。）定款第5条第1号に定める正会員のうち、加齢等により就業が困難となった会員をプラチナ会員として区分し、会員会費規程第3条第3項の規定に基づき当該会員に係る会費を免除することについて必要な事項を規定することを目的とする。

(プラチナ会員の定義)

第2条 プラチナ会員とは、正会員のうち加齢・健康不安その他諸事情により就業が困難となった会員であって、就業は行わず親睦会事業やボランティア活動においてセンターとの関係性を継続することを希望する会員とする。

(登録申請)

第3条 プラチナ会員の登録を希望する者は、プラチナ会員登録申請書兼会費免除申請書（別紙様式）を提出するものとする。

2 前項の規定に基づく申請書が提出されたときは、理事長において承認又は不承認の決定を行い、当該決定を申請者本人に通知するとともに理事会に報告するものとする。

3 理事長は、プラチナ会員に登録された者に対しプラチナ会員証を交付するものとする。

(会費)

第4条 プラチナ会員の会費は、免除することができる。ただし、年度途中で前条の規定による登録を行った会員であって、すでに当該年度の会費を納入している場合は、当該会費は返還しない。

(登録の解除)

第5条 第3条の規定による登録を承認された会員が再び就業（対価を伴う就業）を希望する場合は、センターにおいて登録を解除し、当該会員の就業を認めるものとする。

2 前項の場合において、登録を解除された会員は、免除された当該年度の会費を納入しなければならない。

(プラチナ会員の権利及び義務)

第6条 プラチナ会員は、次の権利を有する。

(1) 定時総会に出席し、意見を述べ、及び議決に参加すること。

(2) センターが行うボランティア活動に参加すること。

(3) センターが行う各種研修会・講習会に参加すること。

(4) 親睦会が行う各種事業に参加すること。

2 プラチナ会員は、センターの事業運営に協力し、親睦会費を納入する義務を負う。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和6年5月30日から施行する。